失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２２年（家）第３７３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根4259番地１
申立人　倉持　昌志
本籍埼玉県幸手市大字惣新田1010番地１、最後の住所本籍に同じ
不在者　澤間　君井
昭和19年11月９日生
公示催告期間満了日　平成23年９月５日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

平成２２年（家）第１２８４号
東京都品川区八潮５―12―62―104
申立人　長野　泰子
本籍愛媛県大洲市大洲503番地、最後の住所千葉県佐倉市弥勒町56番地３
不在者　近藤　龍雄
昭和３年３月25日生
公示催告期間満了日　平成23年９月５日
千葉家庭裁判所佐倉支部

失 踪 宣 告

平成２２年（家）第８０号
本籍静岡県沼津市本字西高沢201番地２、最後の住所静岡県沼津市柳沢768番地の２
不在者　小野　文夫
昭和６年８月22日生
平成23年１月22日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所沼津支部裁判所書記官

平成２２年（家）第２２８号
本籍島根県安来市早田町156番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　井上　光雄
昭和13年６月11日生
平成23年１月22日失踪宣告審判確定
松江家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２２年（家）第１０５５６号
本籍福岡県八女郡広川町大字太田287番地、住所東京都渋谷区笹塚１―12―２グリーンヒルズ301栗本竜方
申立人（失踪者）　弓削　　剛
昭和38年12月25日生
平成23年１月22日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３４７９号
名古屋市北区西味碗５丁目528番地の１
債務者　株式会社日新工務店
代表者代表取締役　小椋　秀樹
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
４　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前11時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８７号
名古屋市東区泉１丁目12番34号
債務者　株式会社ケーイーエヌ
代表者代表取締役　新田　健一
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　隆臣
４　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午前11時５分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２９号
青森県上北郡野辺地町字野辺地24番地１
債務者　有限会社藤谷時計店
代表者代表取締役　藤谷　孝志
１　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　　良
４　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目17番18号
債務者　和昌運送株式会社
代表者代表取締役　岩城　武夫
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
４　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８号
千葉県山武郡九十九里町作田2733番地２
債務者　有限会社東金断熱工業
代表者代表取締役　齋藤　　巖
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
４　破産債権の届出期間　平成23年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午前10時
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８号
釧路市花園町４番14号
債務者　クシロ総合安全株式会社
代表者代表取締役　中島　衆司
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
４　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後４時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１８号
富山県射水市津幡江656番地
債務者　カワセ工業株式会社
代表者代表取締役　河瀬　宗治
１　決定年月日時　平成23年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋爪　　勇
４　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１３号
佐賀県鳥栖市儀徳町2450番地５
債務者　有限会社エフ・ティ・エヌ
代表者代表取締役　中村　雅夫
１　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　望
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
新潟県胎内市築地3537番地１
債務者　株式会社丸橋建設
代表者代表取締役　西村　重夫
１　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小海　要吉
４　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１号
埼玉県所沢市小手指町４丁目12番地24
債務者　株式会社トレジャーコーポレーション
代表者代表取締役　川口　伸二
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前11時10分
さいたま地方裁判所川越支部